

せいかつほご 生活保護のてびき

このてびきは、生活保護を受けようとする人のために、手続きの方法などが書いてあります。よく読んで分からないことがありましたら担当員に尋ねてください。

また、必要なときにいつでも見ることが出来るよう大切に保存しておいてください。

ひらかたしふくしじむしょ せいかつふくしか
枚方市福祉事務所 生活福祉課

〒573-8666 ひらかたしおおがいとちょう ちょうめ
枚方市大垣内町2丁目1-20

でんわばんごう じりつしえんがかり
電話番号 072-841-1452 (自立支援係)

こうれいしえんがかり
072-841-1454 (高齢支援係)

ばんごう
ファックス番号 072-841-4123

ちくめい
地区名 _____

たんとういん
担当員 _____

めんせついん
面接員 _____

こうふび ねん がつ にち
交付日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

れいわ ねん がつ にちかいてい
令和7年6月1日改定

もく 目

じ 次

	ページ 頁
せいかつほご 生活保護とは.....	2
ほごう まえ じぶん おこな ひつよう 保護を受ける前に自分で 行う必要のあること.....	2
ふようぎむ 扶養義務について.....	3
ほご しゅるい 保護の種類.....	4
ほご 保護のしくみ.....	5
ほごひ しきゅう きんがく けいさん 保護費(支給される金額)の計算のしかた.....	6
ほごう 保護を受けるには.....	7
たんとういん 担当員(ケースワーカー)とは.....	8
あなたが届け出なければならないこと.....	9
ほごう ばあい どりよく 保護を受けた場合に、努力していただくこと.....	10
ほごひ かえ 保護費を返さなければならないとき.....	11
ぼうりょくだんいん せいかつほごう 暴力団員は生活保護を受けることができません.....	12
ふふくもう た 不服申し立てについて.....	12
みんせい いいん じどういん 民生委員(児童委員)とは.....	13

生活保護とは

国は、生活に困っている国民(世帯)に対して、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、必要に応じて保護を行うこととして、その人達が一日も早く自分自身の力で生活出来るように手助けすることを目的としています。

保護を受けることは国民の権利ですから、生活に困っているときは、一定の基準に従って誰でも保護を受けることが出来ます。

保護を受ける前に自分で行う必要のあること

1. 働ける人は能力に応じて働いてください。

2. 土地・家屋・預貯金・生命保険・損害保険等は、生活のために活用してください。

3. 年金・手当等ほかの法律によって受けられるものは、全て給付を受けてください。

4. そのほか、生活に役立つものがあれば、全て活用してください。

以上のことを行っても、なお生活に困る場合に初めて保護が受けられます。

◎ 自動車や総排気量が125ccを超えるオートバイの保有や使用は、原則として認められていません。但し、障害者の方が通院のため使用せざるを得ない等やむを得ない場合について、審査のうえ保有や使用を認めることもありますので申し出てください。

◎ 原付バイクの保有や使用については、その処分価値及び主な用途等を確認したうえで、要件を満たす場合は保有や使用を認めることもありますので申し出てください。

ふようぎむ 扶養義務について

親、子ども、兄弟姉妹等の親族から、仕送りや養育費を受けることができる場合は生活保護に優先して、生活費に充てていただきます。これは、実際に扶養義務者から金銭的扶養が行われたときに、これを収入として取り扱うこと等を意味するものです。なお、親族は可能な範囲で援助を行うものであり、親族がいるというだけで、生活保護を利用できないということではありません。

親族に対し、必要に応じて、福祉事務所（生活福祉課）より援助の可能性について照会を行います。DVや虐待等の特別な事情がある場合は配慮しますので、ご相談ください。

ほご しゅるい 保護の種類

ほご つぎ しゅるい ふじよ
保護には次の8種類の扶助があります。

1. せいかつ ふじよ 生活扶助

た 食べるもの、 き 着るもの、 すいこうねつひどうにちじょう せいかつ ひよう
水光熱費等日常生活の費用

2. じゅうたく ふじよ 住宅扶助

やちん ちだいとう ひよう
家賃・地代等の費用

3. きょういく ふじよ 教育扶助

しょう ちゅうがっこう かよ こ がくようひんとう きゅうしょくだいとう ひよう
小・中学校に通っている子どもの学用品等、給食代等の費用

4. いりよう ふじよ 医療扶助

びよう い いん しんりょう どうやくとう よう ひよう
病（医）院での診療・投薬等に要する費用

5. かいご ふじよ 介護扶助

きょたくおよ しせつ かいご どう う ひよう
居宅及び施設での介護サービス等を受ける費用

6. しゅつさん ふじよ 出産扶助

さん ひよう
お産の費用

7. せいぎょう ふじよ 生業扶助

(1) じりつ しょうきほ じぎょう ひよう
自立のために小規模な事業をはじめるための費用

(2) て しょく ひよう
手に職をつけるための費用

(3) あたら しごと つ ひよう さぎょうふくだいとう
新しく仕事に就くための費用(作業服代等)

(4) こうこうとう しゅうがくひよう
高校等の就学費用

8. そうさい ふじよ 葬祭扶助

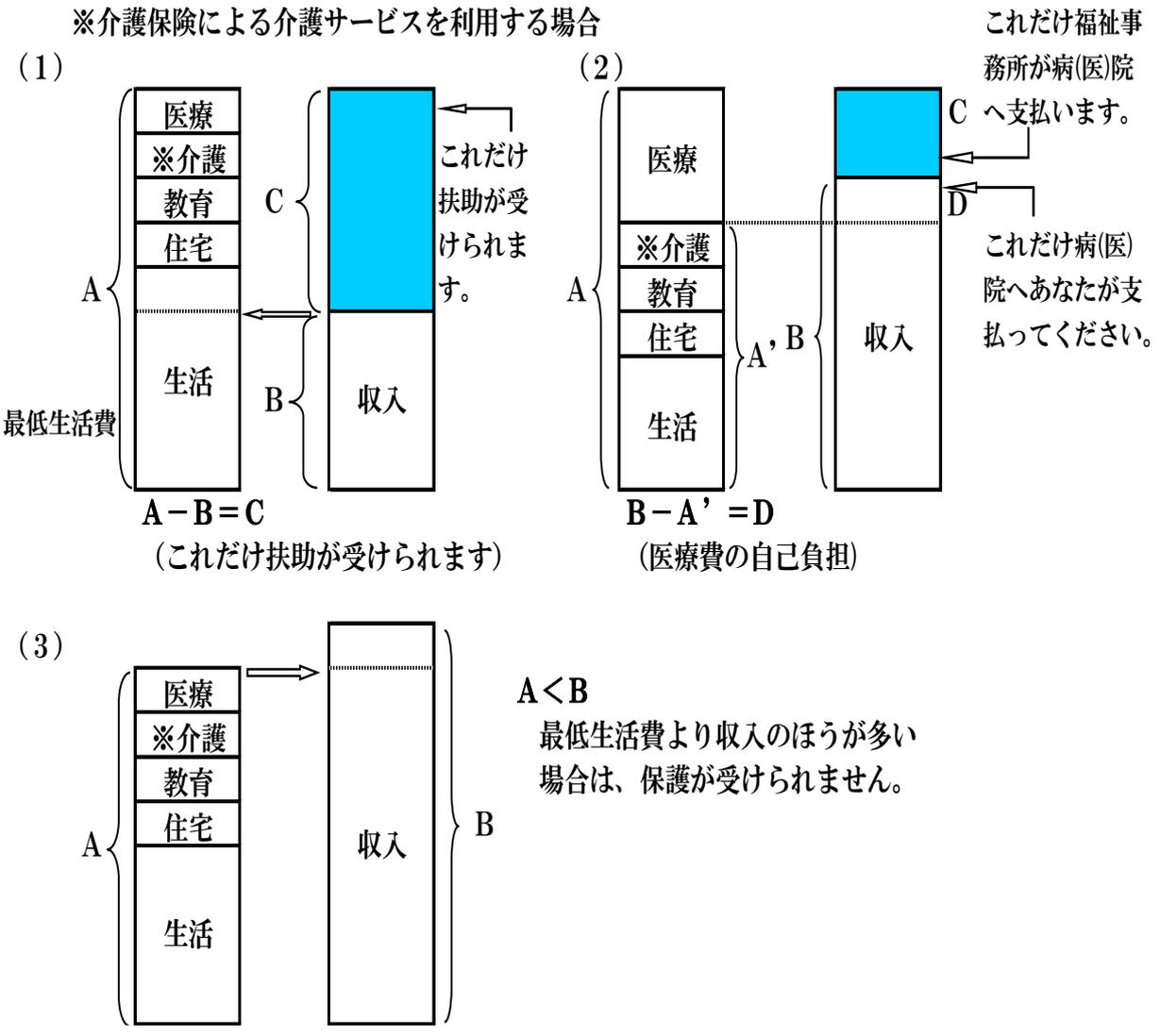
そうさい ひつよう ひよう かそうひようとう
葬祭に必要な費用(火葬費用等)

※あなたが喪主となり、葬祭を執り行う必要がある場合など

ほご 保護のしくみ

生活保護は、あなたの世帯の全収入と最低生活費との比較で判定され、収入が最低生活費より少ない場合はその差額分が支給されるものです。

なお、最低生活費とは国があなたの世帯の状況に応じて、1か月に最低必要な生活費として決めている金額です。



ほごひ しきゆう きんがく けいさん 保護費 (支給される金額) の計算のしかた

くに き さいていせいかつひ せたい しゅうにゆう くら
国が決められている最低生活費とあなたの世帯の収入とを比べて、
しゅうにゆう すく ぼあい さがくぶん ほごひ しきゆう
収入が少ない場合はその差額分だけ保護費が支給されます。

しゅうにゆう はたら え しゅうにゆう ねんきん てあて しおく
収入とは、働いて得た収入・年金・手当・仕送り・そのほかあ
なたの世帯のすべての収入です。また、働いて得た収入について
は、くに き こうじょがく ひつようけいひ しゅうにゆう さしひ
は、国が決められている控除額・必要経費などを収入から差引いたものが
しゅうにゆう こうじょがく はたら え しゅうにゆう そうがくとう
収入とみなされます。この控除額は、働いて得た収入の総額等に
より異なります。

最低生活費(月額)				単位(円)	収入(月額)				単位(円)	
生活 扶助	第1類	年齢	基準額	加算	収 入	働 い て 得 た 収 入	総 額			
		才					控 除 分	基礎控除		
		才						各種保険料		
		才						交通費		
		才						その他		
		才					差引認定額			
		才				年金収入				
		才				手当収入				
	才			仕送り収入						
	第2類	人				その他の収入				
小計				Y						
住宅扶助					介護サービス利用料の 自己負担額 医療費の自己負担額					
教育 扶助	学 年	学 用 品	給 食 代	学習支援費						
	小 中 年									
	小 中 年									
	合計									
医療扶助				実 費 額						
最低生活費				= X						
X - Y = Z 保護費				円 +	介護扶助 医療扶助		※		介護・医療扶助は実際にか かった費用を福祉事務所が 直接支払います。	

ほご しょう 保護を受けるには

=相談・申請=

福祉事務所（生活福祉課）では、生活に困っている人の相談を受けていますが、保護を受けるには申請が必要です。この申請は保護を受けようとする人、その扶養義務者又はそのほかの同居の親族ができます。

=調査=

申請すると担当員（ケースワーカー）が、保護が必要かどうかを判断するために保護を受けようとする人の家庭や病（医）院などを訪問し、さらに金融機関などの関係先に調査しますので協力してください。また、必要に応じて次のような書類を提出・提示してもらうことがあります。

・預貯金の通帳(最新の 状態に記帳済みのもの)	・給料明細書	・賃貸借契約書
・生命保険の証書	(月分～ 月分)	・土地家屋賃貸借契約証明書
・損害保険の証書	・児童扶養手当の証書	・家賃の領収証
・証券	・児童手当の通知書	・身体障害者手帳
・不動産登記簿謄本	・特別児童扶養手当の受給証明書	・精神保健福祉手帳
・車検証	・特別障害者手当の証書	・療育手帳
・年金証書	・雇用保険受給者証	・健康保険被保険者証
・年金手帳	・傷病手当の振込み通知書	・資格確認書(健康保険等)
・年金振込通知書	・親せき状況申立書	・介護保険証
・年金改定通知書	・扶養届	・サービス利用票(ケアプラン)
・運転免許証	・在留カード	・マイナンバーカード(個人番号カード)★

★マイナンバーカード(個人番号カード)によりマイナンバー(個人番号)を確認することができた場合は、一部書類の提出を省略できることがあります。

= 決 定 =

調査の結果、保護が受けられる場合は、保護開始決定通知書を、受けられない場合には、保護却下通知書を14日以内に送ります。

ただし、調査に日時を要する場合は、30日までのびることがあります。

= 支 給 =

保護開始決定後、定められた日時に保護費を支給します。

= そ の 他 =

保護申請中に、介護サービスを利用するとき、または病(医)院にかかるときは、担当員に相談してください。

担当員 (ケースワーカー) とは

福祉事務所(生活福祉課)には、ケースワーカーと呼ばれる担当員がいます。担当ケースワーカーは、生活保護制度を正しく受けていただくために、あなたの家庭の生活状況や収入などについて調査し、また、いろいろな相談に応じるためにあなたのお住まいを訪問します。

何でも気軽に相談してください。プライバシーは固く守ります。

あなたが届け出なければならないこと

1. 保護を必要としなくなったとき。
2. 住居を変わろうとするとき。
3. 家賃・地代などが変わるとき。
4. 世帯員が増えたり、減ったりしたとき。
5. 働いて得た収入のほか、仕送りや保険給付金など、すべての収入を得たとき。(これとは別に収入申告書で収入の状況について、定期的に申告していただきます。)
6. 仕事を始めたり、変わったり、やめたりしたとき。
7. 新たに、年金・手当などを受給しはじめたり、受給額が変わったりしたとき。
8. 入院したり、退院したりしたとき、または入院先が変わったとき。
9. その他、家庭生活に変わったことがあったとき。

以上の変動があったときは、すみやかに届け出てください。届出をおこたったり、事実と違った申告をしたり、不正な方法で保護を受けた場合、また他人を介して不正に保護を受けさせた場合などは、法律で罰せられます。

ほご う ばあい どりよく 保護を受けた場合に、努力していただくこと

1. はたら ひと のうりよく おう はたら
働ける人は能力に応じて働いてください。
2. けんこう ほじ ぞうしん つと びょうき ひと いし しじ
健康の保持・増進に努め、病気の人は、医師の指示にしたがって
ちりょう つと
治療に努めてください。
3. てきせつ きんせんかんり おこな ししゅつ せつやく はか せいかつ いじこうじょう つと
適切な金銭管理を行い、支出の節約を図り生活の維持向上に努
めてください。
ねんきん しょてあて しきゅうづき とく つか ちゅうい
※年金・諸手当の支給月は、特に使いすぎに注意してください。
4. ねんきん ほけん おんきゅう てあて う
年金・保険・恩給・手当など、あなたが受けることができるもの
しんせい う
は申請して受けてください。

保護費を返さなければならないとき

1. 不正な方法で保護を受けたとき

収入や資産があるにもかかわらずその届け出（申告）をしなかったり、偽りの申告をするなど、不正な方法で保護を受けた場合には、不正に受けた保護費のすべて（不正受給額の4割を乗じた額以下の金額を上乗せする場合があります）を返還していただきます。

2. 資力がありながら保護を受けたとき

急迫した事情のため、本来資力があるにもかかわらず保護を受けた場合、先に支給された保護費をあとから返還していただきます。例えば、財産や資産があるがすぐに処分できない場合や、交通事故による補償金がすぐにももらえない場合、及び年金がさかのぼって支給される場合などです。

3. 扶養能力のある扶養義務者がおりながら保護を受けた場合

扶養義務者が、十分な扶養能力をもちながら、その保護を受けている者に対して扶養しなかったことがあとから分かったときには、その扶養義務者の扶養能力の範囲内で、それまでの保護のために要した費用の全部、又は一部を扶養義務者から徴収できることになっています。

また、そのほかに、届け出が遅れて保護費が支払いすぎになった場合でも、その過払い分の保護費を返してもらわなければなりません。

ぼうりよくだんいん せいかつほごう 暴力団員は生活保護を受けることができません

ぼうりよくだんいん しゅうだんてき また じょうしゅうてき ぼうりよくだんかつどう じゅうじ
暴力団員は集団的に又は常習的に暴力団活動に従事すること
により違法・不当な収入を得ている可能性が高いことから、保護の
ようけん み くに せいかつほごう 受けることを認め
要件を満たさないものとして、国は生活保護を受けることを認めてい
ません。

ぼうりよくだんいん せいかつほごう ぼあい ふせいじゅきゅう
暴力団員であることをかくして生活保護を受けた場合は、不正受給
となり、支給した保護費の返還を求めます。

また、さぎざい けいじせきにん と
また、詐欺罪などの刑事責任を問われます。

ふふくもう た 不服申し立てについて

ひらかたしふくし じ むしよせいかつふくしか けつてい ふふく けつてい
枚方市福祉事務所生活福祉課の決定に不服があるときには、決定があ
ったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に大阪府知事に対
してしんさせいきゅう おこな
して審査請求を行うことができます。

このてびきはせいかつほご とりあつか
このてびきは生活保護の取扱いについて、そのすべてを漏
れなくせつめい
説明したものではありません。
ぐたいてき もんだい たんとらいん そうだん
具体的な問題については担当員に相談してください。

民生委員（児童委員）とは

民生委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、枚方市福祉事務所生活福祉課の協力機関になっています。生活保護はもちろん、児童福祉・母子福祉・障害者福祉・高齢者福祉など、社会福祉全般にわたって相談を受けておられます。もちろん、相談内容については、法律でプライバシーを守ることになっていますので安心してご相談ください。

あなたの地区の民生委員

住 所

氏 名

電 話